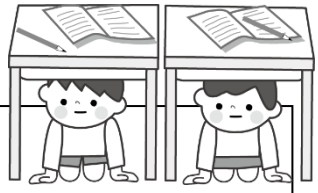
自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定めています。



1　地震発生時の措置

＊震度５弱以上の地震が発生した場合

・始業前に発生 → 臨時休校
・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

＊震度５弱未満の地震が発生した場合

・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2　気象警報発表時等の措置

茨木市において「暴風警報」「特別警報（大雪・暴風・暴風雪）」「レベル４（河川氾濫※１・大雨・土砂災害※２）危険警報」「レベル５（河川氾濫※１・大雨・土砂災害※２）特別警報」「警戒レベル４避難指示※３」「警戒レベル５緊急安全確保※３」のいずれかが発表または発令された場合

	警報	対応	小学校	中学校
登校前	午前７時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食有	簡易給食
	午前９時までにすべての警報が解除された場合	登校（通常授業） 学童保育室は開室		
	午前９時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食無	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	【暴風警報・特別警報（暴風・暴風雪）】 ●基本引き渡し 【特別警報（大雪）・レベル５（河川氾濫・大雨・土砂災害）特別警報・レベル４（河川氾濫・大雨・土砂災害）危険警報】 ●短時間で警報が解除される見込みがある場合は学校で待機します。 ※下校時刻については、状況によって判断します。 ※学童保育室は休室	給食の有無は、状況によって判断します。	

■ 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。
■ 登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、状況により学校待機、保護者に引き渡すまで学校での見守りとなります。
■ 登校中に発表又は発令された場合は原則登校。下校中は帰宅し、保護者管理となります。
■ 高潮危険警報、高潮特別警報については、休校ではありません。

※１【河川氾濫】について

茨木市に関係する河川は①淀川②淀川水系神崎川・安威川となります。

「淀川レベル４氾濫危険警報」、「淀川レベル５氾濫特別警報」もしくは、「淀川水系神崎川・安威川レベル４氾濫危険警報」、「淀川水系神崎川・安威川レベル５氾濫特別警報」と発表されます。

※２<u>「レベル４土砂災害危険警報」、「レベル５土砂災害特別警報」のみ</u>の発表時は、校区に土砂災害警戒区域または、土砂災害特別警戒区域を含む以下の学校のみ臨時休業となります。

【休業となる学校】

春日丘小学校、安威小学校、福井小学校、清溪小学校、忍頂寺小学校、豊川小学校、郡山小学校、沢池小学校、山手台小学校、穂積小学校、西小学校、彩都西小学校、豊川中学校、北中学校、西陵中学校、北陵中学校、彩都西中学校

※３【警戒レベル４避難指示】【警戒レベル５緊急安全確保】について

上記避難情報が<u>校区内に</u>発令されている場合については臨時休業となります。

⇒茨木市防災気象情報URL「 https://ibaraki-city.mec-bousai.info/」に避難指示発令対象地域が発表されます。発令地域と茨木市HP【ページID61837】内「校区ごとの避難情報の発令対象地域」の双方をご確認ください。

通学にバスを使用している学校もありますので、くわしくは各学校が事前に配付する文書を保存し、指示にしたがってください。